

国の「第2期教育振興基本計画」の概要

(平成25年6月閣議決定、計画期間：平成25～29年度)

<四つの基本的方向性>

1. 社会を生き抜く力の養成
～多様で変化の激しい社会での個人の自立と協働～
2. 未来への飛躍を実現する人材の養成
～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引（けんいん）していく人材～
3. 学びのセーフティネットの構築
～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～
4. 絆（きずな）づくりと活力あるコミュニティの形成
～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～

<四つの基本的方向性を実現するための共通理念>

- ①教育における多様性の尊重
- ②生涯学習社会の実現に向けた「縦」の接続
- ③各セクターの役割分担を踏まえた社会全体の「横」の連携・協働
- ④教育現場の活性化に向けた国・地方の連携・協働

<今後5年間に実施すべき教育上の方策>

1. 社会を生き抜く力の養成
 - (1) 主として初等中等教育段階の児童生徒等を対象にした取組
 - 基本施策1 確かな学力を身に付けるための教育内容・方法の充実
 - 基本施策2 豊かな心の育成
 - 基本施策3 健やかな体の育成
 - 基本施策4 教員の資質能力の総合的な向上
 - 基本施策5 幼児教育の充実
 - 基本施策6 特別なニーズに対応した教育の推進
 - 基本施策7 各学校段階における継続的な検証改善サイクルの確立
 - (2) 主として高等教育段階の学生を対象にした取組
 - 基本施策8 学生の主体的な学びの確立に向けた大学教育の質的転換
 - 基本施策9 大学等の質の保証
 - (3) 初等中等教育段階の児童生徒等及び高等教育段階の学生の双方を対象にした取組
 - 基本施策10 子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築

(4) 生涯の各段階を通じて推進する取組

- 基本施策11 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進
- 基本施策12 学習の質の保証と学習成果の評価・活用の推進
- 基本施策13 キャリア教育の充実，職業教育の充実，社会への接続支援，産学官連携による中核的専門人材，高度職業人の育成の充実・強化

2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

- 基本施策14 優れた才能や個性を伸ばす多様で高度な学習機会等の提供
- 基本施策15 大学院の機能強化等による卓越した教育研究拠点の形成，大学等の研究力強化の促進
- 基本施策16 外国語教育，双方向の留学生交流・国際交流，大学等の国際化など，グローバル人材育成に向けた取組の強化

3. 学びのセーフティネットの構築

- 基本施策17 教育費負担の軽減に向けた経済的支援・
- 基本施策18 学習や社会生活に困難を有する者への学習機会の提供など教育支援
- 基本施策19 教育研究環境の整備や安全に関する教育の充実など学校における児童生徒等の安全の確保

4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

- 基本施策20 絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習環境・協働体制の整備推進
- 基本施策21 地域社会の中核となる高等教育機関（COC構想）の推進
- 基本施策22 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実

5. 四つの基本的方向性を支える環境整備

- 基本施策23 現場重視の学校運営・地方教育行政の改革
- 基本施策24 きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員等の指導体制の整備
- 基本施策25 良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備
- 基本施策26 大学におけるガバナンス機能の強化
- 基本施策27 大学等の個性・特色の明確化とそれに基づく機能の強化（機能別分化）の推進
- 基本施策28 大学等の財政基盤の確立と個性・特色に応じた施設整備
- 基本施策29 私立学校の振興
- 基本施策30 社会教育推進体制の強化